

地域の河川サポート事業 実施要綱

(目的)

第1 この事業は「もてなしの心溢れる魅力ある奈良県づくり」の推進のため、地域住民等で構成された団体（以下「団体」という。）による主体的な草刈等の河川美化活動（以下「活動」という。）を育成し、及びその継続を図り、もって良好な河川空間の維持及び向上に資することを目的とする。

(事業区分)

第2 この事業は、次の表のとおり、河川の一定区間における活動の内容により3つのプログラムに区分し、支援するものとする。

プログラム	活動の内容
憩いの川づくりプログラム	協定により明確に定めた活動区域における年間を通じた草刈り及び管理活動
彩り花つつみプログラム	協定により明確に定めた活動区域における年間を通じた花（樹木を除く）の植栽及び管理活動
ボランティア支援プログラム	一定区間において、清掃（軽微な草刈を含む）を基本とする予め届け出た計画による美化活動

(団体の要件)

第3 この事業に参加しようとする団体は、次に掲げる要件をそれぞれ満たさなければならない。

- (1) 自治会等の地域住民団体、学校関係団体又は活動区域に属する自治会の同意を得たうえで原則として当該活動区域内の住民と共に行うボランティア団体若しくは企業であること。
- (2) 代表者が満20歳以上であること。

(活動要件)

第4 この事業への参加にあたっては、次の表のとおり、各プログラムそれぞれの条件を満たすこととする。

プログラム	参加の条件
憩いの川づくりプログラム	① 1回の活動に参加する人数が10人以上 ② 活動回数が年間1回以上 ③ 活動区間延長が100m以上 ※ただし、区間内に道路法上の道路が在する場合は、当該道路から法1mの範囲内を除く。 ④ 完了基準は、次(ア)～(ウ)のとおりとする ア) 刈り残しがないこと イ) 刈り取り高は10cm以下とすること ウ) 刈草を河川に流さないこと
彩り花つつみプログラム	① 1回の活動に参加する人数が3人以上 ② 活動回数が年間1回以上 ③ 協定により定められた活動区域

	完了基準は、協定で定めた活動区域における花苗の植えつけ、播種及び維持管理が適正に行われていること
ボランティア支援プログラム	① 1回の活動に参加する人数が5人以上 ②活動回数が年間1回以上 ③活動区間延長が50m以上

- 2 活動を行う区域は、県管理河川の河川敷（場合により周辺の影響地帯を含む）とし、他の団体、他のプログラム、県の道路管理課が行う「みんなで・守ロード事業」の活動区域を兼ねることはできないものとし、先に申込を行った団体を優先する。ただし、ボランティア支援プログラムへの参加において、活動日が異なる場合は、他の団体と活動区域を兼ねることができる。
- 3 団体は、営利目的、政治目的、布教活動等の、この事業の趣旨に反する目的に活動を利用しないものとする。ただし、企業が間接的な宣伝効果目的で行う活動についてはこの限りでない。
- 4 活動で回収したゴミや刈草は、活動区域を管轄する市町村が定める規定に基づき、団体が処分を行うものとする。ただし、電化製品等の大型ゴミを発見した場合は、県に連絡するものとする。

（参加手続き）

- 第5 この事業に参加を希望する団体は、参加しようとするプログラム、活動区域・内容・要件等について、活動区域を管轄する土木事務所と協議のうえ、参加申込書（様式1）を県に提出するものとする。この場合において、当該団体が活動区間を所管する自治会以外の団体であるときは、活動区間の自治会の同意書（様式2）を併せて提出しなければならない。ただし、ボランティア支援プログラムのみに参加を希望する場合は、同意書の提出は必要としない。
- 2 県は、前項の参加申込書を審査し、団体の参加を認めるときは、団体と協定書（様式3）を締結するものとする。ただし、ボランティア支援プログラムのみに参加を希望する場合は、この限りではない。

（変更等の届出）

- 第6 参加団体は、活動計画や代表者等に変更が生じたとき、または、この事業への参加が継続できなくなったときは、事前に管轄の土木事務所と協議のうえ、県に活動変更・廃止届（様式4）を提出するものとする。
- 2 活動を中止するときは、併せて当該年度の年間活動報告書を提出するものとする。

（実績報告）

- 第7 第5第2項の協定を締結した団体（以下「参加団体」という。）のうち、憩いの川づくりプログラムへの参加団体は草刈り終了後、彩り花つつみプログラムへの参加団体は花の植栽及び維持管理終了後、原則として2週間以内に活動報告書（様式5）を県に提出するものとする。この場合、県は、第4第1項表中の「完了基準」を満たしているか速やかに検査を行うものとする。
- 2 ボランティア支援プログラムへの参加団体は、毎年3月末までに当該年度の年間活動報告書（様式6）を県に提出するものとする。

（助成内容）

- 第8 県は、参加団体の活動に対し、予算の範囲内で次の表に掲げる助成を行う。

プログラム	内容	基準																								
憩いの川づくりプログラム	(1) 報償金の支給	<p>①支給額は次の式により算定した額とする。 活動区域の面積(m²) × 9円</p> <p>②活動区域の面積は、協定に定める活動区間延長、及び幅により決定する(小数点以下切り捨て)。</p> <p>③第7第1項の検査に合格した場合に支給する。</p> <p>④年1回の支給とする。</p>																								
	(2) 傷害・賠償責任保険への加入	参加者名簿に記載の者を対象とする。(県が加入手続きを行う。)																								
	(3) サインボード(看板)の設置	1団体あたり原則として1箇所とする。ただし、参加団体から申出があり、活動区間延長、活動場所の視認性等を勘案して県がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。																								
彩り花づつみプログラム	(1) 報償金の支給	<p>①支給額は次の式により算定した額とする。 支給額：活動区域の面積(m²) × M[*]</p> <p>M[*] (ア) 花苗の植えつけ及び維持管理：320円 (イ) 播種(種蒔き)及び維持管理：300円 (ウ) 維持管理のみ：230円</p> <p>②活動区域の面積は、協定に定める活動区間延長、及び幅により決定する(小数点以下切り捨て)。</p> <p>③第7第1項の検査に合格した場合に支給する。</p> <p>④年1回の支給とする。</p>																								
	(2) 傷害・賠償責任保険への加入	参加者名簿に記載の者を対象とする。(県が加入手続きを行う。)																								
	(3) サインボード(看板)の設置	1参加団体あたり原則として1箇所とする。ただし、参加団体から申出があり、活動区間延長、活動場所の視認性等を勘案して県がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。																								
	(4) 物品等の支給(花苗、花種、軍手等)	土木事務所と協議して決定した植栽及び維持管理の内容に基づき、予算の範囲内で物品を支給する。																								
ボランティア支援プログラム	(1) 報償金の支給	<p>支給額は、次の①～③の項目別にポイントを足し上げ、合計ポイントに3千円を乗じて得た額とする。</p> <p>①活動回数</p> <table border="1"> <tr> <td>年回数(回)</td> <td>1～2</td> <td>3～4</td> <td>5～6</td> <td>7～8</td> <td>9以上</td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>②活動人数</p> <table border="1"> <tr> <td>人数(人)</td> <td>5～499</td> <td>500～999</td> <td>1000～1499</td> <td>1500～1999</td> <td>2000以上</td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>③活動範囲</p>	年回数(回)	1～2	3～4	5～6	7～8	9以上	ポイント	1	2	3	4	5	人数(人)	5～499	500～999	1000～1499	1500～1999	2000以上	ポイント	1	2	3	4	5
年回数(回)	1～2	3～4	5～6	7～8	9以上																					
ポイント	1	2	3	4	5																					
人数(人)	5～499	500～999	1000～1499	1500～1999	2000以上																					
ポイント	1	2	3	4	5																					

※右記(1)または(2)のいずれかとする。

		範囲 (m)	50~ 999	1000~ 2999	3000~ 4999	5000~ 6999	7000 以上
		ポイント	1	2	3	4	5
	(2) 傷害・賠償責任保険への加入	参加者名簿に記載の者を対象とする。(県が加入手続きを行う。)					

(活動の継続)

第9 参加団体が継続してこの事業に参加を希望する場合は、毎年3月末までに翌年度の活動計画書(様式7)を県に提出するものとし、この提出をもって、翌年度の活動参加申込とする。

2 前項の提出は、第7の報告がない場合は無効となる。

(事故報告)

第10 参加団体は、活動中に事故が発生したときは、速やかに県に口頭で報告し、その後遅滞なく事故報告書(様式8)を提出するものとする。

(協定の解除)

第11 県は、団体がこの要綱に従わないとき、あるいは他の団体等の活動に支障を及ぼす恐れがあるなどでこの事業の運営に支障をきたすときには、協定を解除できるものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。